

# 有料公園施設料金表

1. 栃木市総合運動公園 【総合体育館】					
区分			単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)
主競技場	団体	スポーツ	1時間につき	1,600	1,670
		集会等	1時間につき	4,000	4,190
		営利等	1時間につき	16,000	16,760
	個人	中学生以下	1人1回につき	60	60
		上記以外の者	1人1回につき	220	230
補助競技場	団体	スポーツ	1時間につき	800	830
		集会等	1時間につき	2,000	2,090
		営利等	1時間につき	8,000	8,380
	個人	中学生以下	1人1回につき	60	60
		上記以外の者	1人1回につき	220	230
卓球場	個人	中学生以下	1人1回につき	60	60
		上記以外の者	1人1回につき	220	230
柔道場	団体	スポーツ	1時間につき	600	620
		集会等	1時間につき	1,500	1,570
		営利等	1時間につき	6,000	6,280
	個人	中学生以下	1人1回につき	60	60
		上記以外の者	1人1回につき	220	230
剣道場	団体	スポーツ	1時間につき	600	620
		集会等	1時間につき	1,500	1,570
		営利等	1時間につき	6,000	6,280
	個人	中学生以下	1人1回につき	60	60
		上記以外の者	1人1回につき	220	230
トレーニング室	個人		1人1回につき	300	310
会議室	個人	(定員36人)	1時間につき	500	520
器具等使用料	体操		器具一式1種目につき	330	340
	卓球		器具一式(ラケット及びボールを除く。)	220	230
	バドミントン		器具一式(ラケット及びシャトルコックを除く。)	220	230
	バスケットボール		器具一式	330	340
	バレーボール		器具一式	330	340
	ハンドボール		器具一式	330	340
	フェンシング		器具一式	330	340
	放送装置		マイク1本 1時間につき	500	520
			1本増すごとに追加	110	110
	温水シャワー		1人1回につき	50	50
	電光掲示板		1対 1時間につき	400	420
	机		1脚につき	40	40
	いす		1脚につき	30	30

#### 備考

1 市外の者(市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(温水シャワーを除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

3 主競技場、補助競技場、柔道場及び剣道場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

4 個人利用における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。

5 主競技場及び補助競技場の団体の部分利用(フロア面積の2分の1以下の利用)については、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

6 個人が利用する場合の器具等の使用料(温水シャワーを除く。)は、無料とする。

7 トレーニング室は、中学生以下の者の利用を承認しない。

# 1. 栃木市総合運動公園【陸上競技場、野球場、テニスコート、グラウンド】

区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)	
陸上競技場	個人	1時間につき	100	100	
	団体	スポーツ	1時間につき	1,500	1,570
	団体	集会等	1時間につき	3,750	3,920
	団体	営利等	1時間につき	15,000	15,710
	第1会議室	(定員50人)	1時間につき	200	210
	第2会議室	(定員80人)	1時間につき	250	260
軟式野球場	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	500	520
	(1面につき)	集会等	1時間につき	1,250	1,300
	(1面につき)	営利等	1時間につき	5,000	5,230
硬式野球場		スポーツ	1時間につき	1,000	1,040
		集会等	1時間につき	2,500	2,610
		営利等	1時間につき	10,000	10,470
テニスコート	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	600	620
	(1面につき)	集会等	1時間につき	1,500	1,570
	(1面につき)	営利等	1時間につき	6,000	6,280
多目的グラウンド	全面	スポーツ	1時間につき	500	520
	全面	集会等	1時間につき	1,250	1,300
	全面	営利等	1時間につき	5,000	5,230
	半面	スポーツ	1時間につき	250	260
	半面	集会等	1時間につき	630	660
	半面	営利等	1時間につき	2,500	2,610
芝生グラウンド	(1面につき)	スポーツ	1時間につき	250	260
	(1面につき)	集会等	1時間につき	630	660
	(1面につき)	営利等	1時間につき	2,500	2,610
附属設備	放送器具 判定器具 操作盤	1回(半日)につき	1,000	1,040	
		ただし軟式野球場については2時間につき	200	210	
附属設備	スコアボード(軟式野球場)	1回(半日)につき	500	520	
	夜間照明設備(軟式野球場)	30分	2,500	2,610	
	夜間照明設備(テニスコート)	1面30分	200	210	
	シャワー	1人1回	50	50	

## 備考

1 市外の者(市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

3 陸上競技場、軟式野球場、硬式野球場、テニスコート、多目的グラウンド及び芝生グラウンドを、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

4 中学生以下の者が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。

1. 栃木市総合運動公園【プール】				
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)
プール	中学生以下	1人1回につき	150	150
	左記以外のもの	1人1回につき	300	310

備考

未就学児(保護者、指導者等の付添いのある者に限る。)の使用料は、無料とする。

1. 栃木市総合運動公園【弓道場】					
区分		単位	使用料 (改定前)	使用料 (改定後)	
弓道場	個人	1人1回につき	100	100	
	団体	スポーツ	1時間につき	400	420
		集会等	1時間につき	1,000	1,040
		営利等	1時間につき	4,000	4,190

備考

1 市外の者(市内の事業所に勤務する者並びに小山市、下都賀郡野木町、茨城県古河市、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者を除く。)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の1.5倍の額とする。

2 利用時間が単位未満であるとき又は利用時間に単位未満の端数があるときは、その単位未満の時間を1単位として計算する。

3 弓道場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。)を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2倍の額とする。

4 個人利用における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。

5 中学生以下の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額とする。この表に定める使用料の2分の1の額とする。